

四万十町老朽住宅除却事業費補助金

緊急輸送道路や避難路及び住宅が立ち並ぶ地域の安全性を確保するために
空き家となった老朽住宅の除却を行う者に対し、除却工事等に要する経費の
一部を助成します。

【補助金額】

◆ **住宅の所有者**が建設業者若しくは解体工業者に依頼して行う
老朽住宅の除去に要する経費の「**80%**」を補助。(補助上限額1,675,000円)

【対象】

- (1) 現在、**空き家となっている**住宅の所有者であること。
- (2) **昭和56年5月31日以前に建築された「住宅」**であること。
- (3) 四万十町税などを滞納していない者であること。
- (4) 別に定める「**老朽度の測定基準**」により判定して、老朽住宅と認定されたもの。
※事前相談されました住宅を職員が**立地状況を含めた外観調査**を行います。
その調査で老朽度評点の点数が100点を超えることが条件となります。

【注意事項】

- ◆ この補助金は「**住宅(建物部分)の解体**」に係る経費が対象です。内部の備品や家庭用ゴミなどの処分費については対象外となります。
- ◆ 補助金は空き家状態の「**住宅**」を対象としております。「住宅」とはトイレや風呂等が備わっており、**その建物単体で住宅として機能するもの**を指します。そのため**納屋や離れ、倉庫は対象外**となります。
- ◆ 建物の一部分のみの解体(例えば、2階部分のみを壊すなど)の場合は適用ができません。

お申込み状況等により、順番待ちになることもございます。

【お問合せ先】

四万十町役場建設課
建築住宅係
(TEL:22-3120)

